

重要事項説明書

(指定短期入所生活介護)

(指定介護予防短期入所生活介護)

当事業者が提供する短期入所生活介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団瑞芳会石垣内科医院
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中央区中野町1217番地
電話番号	053-421-0057
法人の種別及び名称	医療法人社団瑞芳会石垣内科医院
代表者職	理事長
代表者氏名	石垣 征一郎

事業所の名称	ショートステイあおぞら中ノ町
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区中野町1217番地
介護保険事業所番号	2277203267
指定年月日	平成26年4月1日
交通の便	遠鉄バス停 中ノ町下車 徒歩5分
通常の送迎の実施地域	事業所より半径10km以内

2 事業者の職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制	
管理者	介護福祉士	1人	常勤	1人
医師		1人	常勤 1人	非常勤 1人
介護職員		2人	常勤 2人	非常勤 1人
看護職員		1人	常勤 1人	非常勤 1人
生活相談員	併設地域密着型特定施設 入居者生活介護に配置			常勤 1人
機能訓練指導員	看護職員兼務			常勤 1人
栄養士	診療所に配置			非常勤 1人

3 短期入所生活介護施設の概要

定員	○ 6人
居室	○ 全室個室 6室 (1室平均 10.72㎡)
浴室	○一般浴槽 ○特殊浴槽
食堂及び機能訓練室	33.51㎡
その他の設備	

4 短期入所生活介護の運営の方針

当事業所は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、その利用者が可能なかぎりその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者が抱える社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び機能訓練、その他必要な援助を行います。

事業実施にあたっては利用者の一人一人の尊厳を大切にして、他居宅サービス事業者や医療機関等との綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 利用料金

- (1) 当事業所の短期入所生活介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として基本料金の自己負担割合分です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

第4段階の利用者における基本料金（1日分）

	併設型 従来型個室
要支援1	4,587円
要支援2	5,705円
要介護度1	6,133円
要介護度2	6,834円
要介護度3	7,577円
要介護度4	8,289円
要介護度5	8,990円

短期生活看護体制加算Ⅰ	41円
短期生活機能向上連携加算Ⅰ	1,017円／3ヶ月に1回
短期入所生活介護送迎加算	1,871円／片道につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	102円／月に1回
緊急短期入所受入加算	915円／7回まで
長期利用者提供減算	-305円
サービス提供体制加算Ⅰ	224円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%

- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）に規定される送迎を受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。

- 指定単位数×10.17円の計算になりますので、円単位の誤差が生じる場合があります
- 介護予防とは要介護状態の軽減若しくは悪化防止を目的に行い、活動的な状態にある利用者の生活機能維持または向上に向けた取り組みです。

- 滞在費 1日につき
個室（従来型個室） 2, 880円

- 食費
1日 2, 270円
(朝食：580円 昼食（おやつ代等含む）：990円 夕食：700円)

- その他の費用
特別な居室の提供に要する費用、通常の事業の送迎の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、その他の日常生活において通常必要とされる費用はあなたの負担となり下記のようになります。
衛生材料費（おしぼり代等） 1回 80円 （1日3回まで）
(必要とされない方は、衛生材料費（おしぼり等）の提供を控えることができます。)
任意により交換するベットパット代 500円
通常の送迎の実施地域以外の送迎については、超えた距離に応じて1km30円

(2) 所得に応じて上記の滞在費と食費について負担限度が認定されている方の場合

● 所得に応じて介護保険負担限度額が認定されている利用料金

	負担限度額			
	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
従来個室(中/町)	380円/日	480円/日	880円/日	880円/日
食費	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日

- ・ご利用者は介護保険負担限度額が認定されている場合はご提示ください。
- ・介護保険区分支給限度額を超えてご利用された場合の介護保険負担限度額適応の方の滞在費と食費については第4段階の費用でもって自己負担お願いいたします。

(3) 料金の支払方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月11日以降に、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。18日までにお支払いください。支払方法は、銀行振込、口座自動引落とし、現金集金の中からご契約の際に選んでください。

(4) キャンセル料

あなたのご都合により短期入所生活介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、至急当事業者に連絡してください。

ア 入所前のキャンセルの場合

入所日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

イ 入所中のキャンセルの場合

あなたが中途退所を希望する場合などは、退所までの利用料金を支払っていただ

きます。

(5) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、浜松市の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- 当事業者に電話でお申し込みください。当事業者の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業者の短期入所生活介護の内容等についてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業者の管理者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。（入所期間が短い場合は作成しない場合があります。）
- あなたが居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア あなたのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1日前までに文書で申出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・あなたが介護保険施設に入所した場合。
- ・あなたの要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・あなたが亡くなったとき

エ その他

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・あなたがサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービス利用に当たっての留意事項

- 面会：午後2時～午後7時までとして面会簿へ署名をお願いします。
- 外出、外泊：利用者の家族の同意を得て当施設管理者の許可を得てすることとする。
- 飲酒、喫煙：飲酒は禁止する。喫煙については禁止する。
- 設備、器具の利用：用法に十分注意して使用すること。利用者の瑕疵ある場合の設備器具の破損等につきましてはご負担をお願いする場合があります。
- 金銭の管理：原則持込禁止。
- 所持品の持ち込み：入所時に当施設職員と利用者家族との間で相互に書面にて確認することとする。
- 宗教活動：個人の信条を妨げないものの、他利用者の妨げにならないようにすること。
- ペット：ペットの持ち込みは禁止する。
- 迷惑行為：他利用者に対して迷惑行為により、身体に危害が及び生命を脅かされる行為が認められた場合は話し合いにより退所していただく場合があります。
- 転倒等の事故が起きないように十分配慮してまいります。不測の事態が起こる場合がございます。事故が起きた場合は原因・経過を明らかにしてまいります。
- 携帯電話のご利用はご相談ください。

8 サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

内 容	食事： 栄養士の立てた献立により、栄養と身体状況に配慮した食事を提供 排せつ： 利用者の状況に応じた適切な介助 入浴： 一般入浴と特別入浴の介助 機能訓練： 生活機能訓練 健康管理： 看護師による健康管理。 理美容： 随時希望をとり行います。
-----	--

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、あなたの身体に接触する設備、器具については、消毒したものを使用します。

9 緊急時の対応方法

短期入所生活介護の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医、当事業者の協力医療機関等に連絡します。

主治医	氏 名	
	連絡先	
協力医療機関	氏 名	医療法人社団瑞芳会石垣内科医院
	連絡先	053-421-0057
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

10 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」「地震防災規定」「風水害災害計画」にて対応する。
近隣との協力関係	地元自治会との連携に努める。
平常時の防災訓練等	年2回の避難訓練の実施
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・スプリンクラー・消火栓 ガス漏れ報知器・屋内消火器
消防計画	消防署への届出：平成17年 3月 15日 防火管理者：太田 雅史 内 容：別途添付書類にて

11 苦情処理

あなたは、当事業者の短期入所生活介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当 金森 未来
電話番号 053-421-8700

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申立てることができます。

市町村	担当窓口 浜松市役所介護保険課
	電話番号053-457-2374
	担当窓口 浜松市中央福祉事業所長寿支援課
	電話番号053-424-0184
	担当窓口 浜松市浜名福祉事業所長寿保険課
	電話番号053-585-1123
	担当窓口 磐田市役所高齢者福祉課
電話番号0538-37-4869	
国民健康保険団体連合会	担当窓口国保連静岡事業部介護保険課
	電話番号054-253-5590

12 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.3 身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.4 衛生管理等

施設、食器その他送迎車両を含む設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、また、感染防止対策委員を設置します。

- (1) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所等の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむねひと月に1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行います。

1.5 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

(事業者)

短期入所生活介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県浜松市中央区中野町1217番地

名称 医療法人社団瑞芳会石垣内科医院ショートステイあおぞら中ノ町

説明者 印

この説明書により、短期入所生活介護に関する重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名 印

(利用者家族)

住所

氏名 印